

## 日本オリエント学会三笠宮オリエント学術賞内規

### [名称]

第1条 本賞は日本オリエント学会の創立者のひとりであり、日本におけるオリエント研究の推進者であられる三笠宮崇仁殿下の名を冠して、「三笠宮オリエント学術賞」と称する。

### [目的]

第2条 本賞は日本におけるオリエント研究の発展に大きな学術的貢献をなすと判断される業績を顕彰し、もって研究者の育成に資することを目的とする。

### [対象]

第3条 本賞は原則として公刊された学術的著作を対象とし、研究、報告、翻訳、註解などの形式は問わない。

第4条 受賞者は日本オリエント学会会員に限定されない。

第5条 業績の言語、執筆者の年齢および国籍は問わない。

### [選考]

第6条 原則として2年ごとに1件に対し授賞を行う。

第7条 本賞の授賞候補者の選考については別に定める細則による。

第8条 受賞者には賞状と副賞として賞金50万円を贈る。

第9条 この事業は社団法人日本オリエント学会理事会が運営する。

第10条 本賞の運営に関わる費用は社団法人日本オリエント学会の三笠宮基金から支出する。

第11条 本賞の授与は原則として日本オリエント学会総会時に行う。

2010/2/9 理事会決定